

四半期レビューの考え方(案)

四半期レビューの概要

- 四半期レビューの目的は、四半期財務諸表が、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点について適正に表示していないと信じさせる事項が認められなかったかどうかに関する結論を、監査人が表明することにある。
- 四半期レビューは、不適切な結論を表明するリスクを適度な水準に抑えるために必要な手続を実施して結論を表明するものであるが、四半期財務諸表において重要な虚偽表示がないということについて年度監査と同様の保証を得ることを目的に設計されたものではない。
- 四半期レビューは、年度監査を前提にして実施され、年度監査における重要な着眼点等については、四半期レビューにおいて必要な検討が行われるとともに、四半期レビューの結果は年度の監査計画に適切に反映される。

四半期レビューの実施

- **【内部統制を含む、企業及び企業環境の理解】** 監査人は、レビュー計画の策定に当たり、年度監査における内部統制を含む、企業及び企業環境の理解とそれに基づく重要な虚偽表示のリスクの評価を考慮し、四半期財務諸表の作成に係る内部統制についても理解する。
- **【監査の過程でのリスクの評価の変更及びレビュー計画への影響】** 監査人は、レビュー計画の策定後、年度監査を実施する過程において、レビュー計画の前提とした重要な虚偽表示のリスクの評価を変更した場合には、その変更がレビュー計画に与える影響を検討する。
- **【四半期レビュー手続】** 監査人は、質問、分析的手続その他のレビュー手続を実施するが、これらの手続は監査人の結論に十分な根拠を与えるものでなければならない。
- **【質問】** 監査人は、四半期財務諸表の重要な項目に関して、経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者又はその他適切な者に質問を実施する。
- **【分析的手続】** 監査人は、業種の特性等を踏まえ、財務数値等や財務数値と非財務数値等との間の関係を確認するための分析的手続を実施し、財務変動に係る矛盾又は異常な変動がある場合には質問を実施し、その原因を確認する。
- **【四半期財務諸表の作成の基礎】** 監査人は、四半期財務諸表が、企業の会計

記録に基づいて作成されていることを確かめる。

- **【追加的な手続】** 監査人は、四半期財務諸表が企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項を発見した場合には、追加的に質問や関係書類の閲覧等の手続を実施する。
- **【継続企業の前提】** 監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に関して、前事業年度の決算日以降の変化の有無を経営者に質問し、また、監査人が継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況を発見した場合についても、経営者に開示の要否に関して質問する。質問の結果、開示を必要とする事象又は状況があると判断した場合には、開示の適切性を検討する。
- **【経営者の確認書】** 監査人は、適正な四半期財務諸表を作成する責任及び四半期財務諸表を作成するための内部統制を構築し維持する責任は経営者にあること等について、経営者に書面で確認する。
- **【経営者等への伝達と対応】** 監査人は、四半期財務諸表において修正すべき重要な事項を発見した場合には、経営者等(取締役、監査役等)に当該事項を報告し、適切な対応を求めるとともに、適切な対応がとられない場合には、四半期レビューの結論への影響を検討する。
- **【他の監査人等の利用】** 監査人は、他の監査人によって行われたレビューの結果を利用する場合には、当該監査人によってレビューされた四半期財務諸表等の重要性及び他の監査人の信頼性の程度を勘案して、その結果を利用する程度及び方法を決定する。

四半期レビュー報告

- **【結論の表明】** 監査人は、四半期財務諸表が、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点について適正に表示していないと信じさせる事項が認められなかったかどうかに関する結論を表明する。
- **【審査】** 監査人は、結論の表明に先立ち品質管理の方針及び手続に従った審査を受ける。
- **【四半期レビュー報告書の記載区分】** 監査人は、レビュー報告書に、レビューの対象、実施したレビューの概要及びレビューの結論を記載する。追記情報を記載する場合には、結論の表明と明確に区別する。
- **【除外事項のない場合】** 監査人は、四半期財務諸表が、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点について適正に表示していないと信じさせる事項が認められなかった場合には、レビュー報告書に、次の記載を行う。
 - ・ 四半期レビューの対象、四半期財務諸表の作成責任は経営者にあること、

監査人の責任は四半期財務諸表に関する結論を表明することにあること。

- ・ 四半期レビューの基準に準拠してレビューを行ったこと、四半期レビューは質問、分析的手続その他のレビュー手続からなること、四半期レビューは監査基準に従って実施される監査に比べて限定的な手続であること。
 - ・ 四半期財務諸表に対する結論。
- **【結論に関する除外事項のある場合】** 監査人は、四半期財務諸表の重要な点について修正が行われなければならないことを発見し、その影響が否定的結論を表明するほど重要でないと判断した場合には、当該事項を除外した結論を表明する。
- **【否定的結論】** 監査人は、四半期財務諸表の重要な点について修正が行われなければならないことを発見し、その影響が四半期財務諸表に全体として重要であると判断した場合には、否定的結論を表明する。
- **【レビュー範囲の制約に関する除外事項のある場合】** 監査人は、重要なレビュー手続を実施できなかった場合に、その影響が結論の表明ができないほどには重要でないと判断したときは、当該事項を除外した結論を表明する。
- **【結論表明が行えない場合】** 監査人は、重要なレビュー手続を実施できなかった場合には、その影響が結論の表明ができないほどに重要であると判断したときは、結論を表明してはならない。
- **【将来の帰結が予測し得ない事象等】** 監査人は、将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について、四半期財務諸表に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、結論の表明ができるか否かを慎重に判断する。
- **【継続企業の前提】** 監査人は、継続企業の前提についての重要な疑義に関する事項が存在している場合に、当該事項が四半期財務諸表において適切に開示されていると判断して除外事項のない結論を表明するときには、四半期レビュー報告書に当該事項について追記する。また、適切に開示されていないと判断するときには、除外事項のある結論又は否定的結論を表明する。
- **【追記情報】** 監査人は、正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象、四半期財務諸表と開示書類におけるその他の記載内容との重要な相違等で、説明又は強調することが適当と判断した事項は、情報として追記する。